

I Rカジノに反対する決議

1. 2015年今国会に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」(以下、I Rカジノ法案)が上程されている。そして安倍晋三総理を元最高顧問としたI R議連が提案したこの法案は、十分な審議もなく可決される危険性がある。
2. I Rカジノ法案は、今後2年以内に政府に民営I Rカジノの実施法をつくらせ、2020年の東京五輪に間に合わせようという法案で、カジノに伴う①ギャンブル依存症等の発生・拡大、②治安悪化、犯罪の発生、③マネーロンダリング、脱税、④教育・文化環境の悪化を招き、そして本来許されない賭博を営利業者に認めるという利権まで発生させ、法秩序の否定をもたらすものである。
3. 政府や地方自治体は、現在でも刑法185~187条の例外となる特別法で公営競技を主催したり、富くじ(宝くじとサッカーくじ)を販売しており、10兆円の公営ギャンブルがある。また、パチンコ・スロットの「三店方式」による換金を事実上黙認する警察の監督下で日本では既に売上24兆円、12000店と世界最多の「ミニカジノ」が存在する。
4. これによる日本のギャンブル依存は厚生労働省の委託調査で536万人と推計されている。そして、既存ギャンブルの周辺で既に客の借金や生活破綻、自殺、さらに家族の財産喪失から子どもの熱中死までが発生している。そして、ギャンブルに投ずる金のために窃盗、強盗、横領の犯罪も絶えない。

しかるに、この弊害を生む主催者・企業はその防止の責任を全く果たしていないし、政府や自治体も被害救済に動いていない。よって被害救済と防止こそ急務である。
5. I Rカジノは、人の射倖心を利用して、人の富を効率的に収奪するものであり、金を賭けないゲームとも異なり、人の弱みを利用する大規模な組織的企業活動である。

国内外のカジノ企業、I R議連(カジノ議連)、カジノを推進する経済団体、そして誘致活動を行う一部地方自治体の首長は観光振興などというが、その経済効果さえ疑問で、市民から娯楽の名の下に財産を収奪する事業を進めるものである。
6. これは憲法の定める日本国民の幸福追求権、生存権、生活基礎となる財産権を侵害するものである。I Rカジノを国会が認めることは、これまで日本にない民間企業に刑法違反の賭博開帳を認めるもので、憲法上、最大の尊重を必要とする人権と公共の福祉に反するものであり、絶対に許されない。

以上、決議する。

2015年9月6日

第22回全国市民オンブズマン兵庫大会